

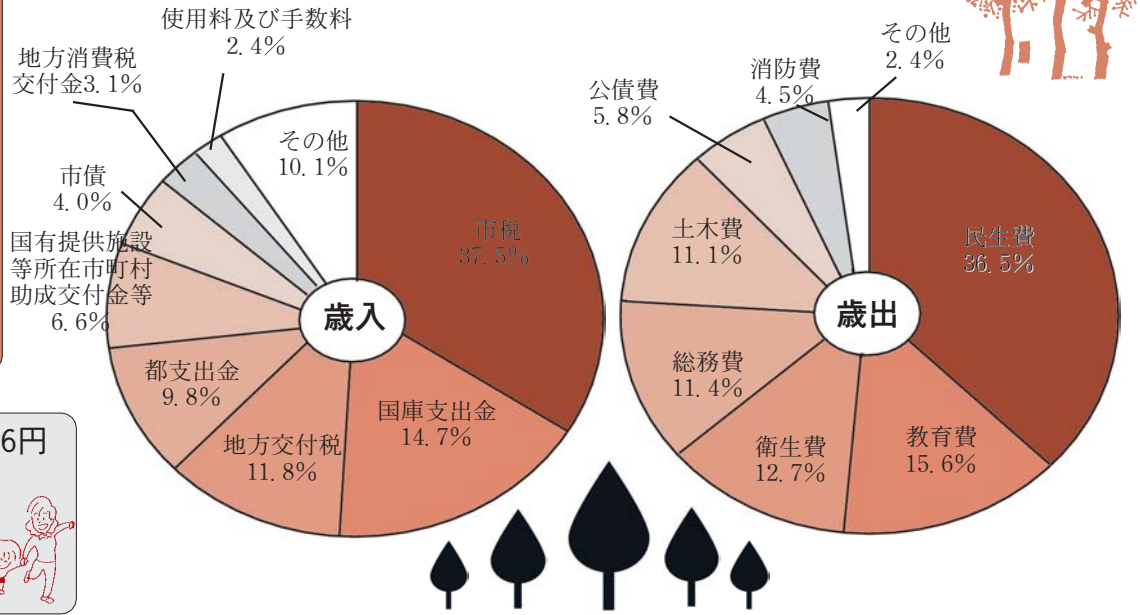
1万円当たりの予算の使われ方はこのようになっています

福祉の向上に(民生費) 4,426円	教育の充実、文化・スポーツの振興に(教育費) 1,329円	健康の増進、リサイクルの推進などに(衛生費) 1,217円
庁舎の管理運営、戸籍・住民基本台帳、選挙などに(総務費) 1,069円	道路・公園の整備・まちづくりの推進に(土木費) 994円	市が借り入れた市債の償還に(公債費) 557円
防災対策に(消防費) 472円	市議会の運営経費に(議会費) 148円	商工業の振興に(商工費) 62円
その他 26円		

このように使われています

平成17年度一般会計予算の構成比

予算総額206億9,098万6千円



ごみは燃やさないで！家庭や事業所から出たごみの焼却は禁止されています。ごみ処理は決められた方法で正しく行うようお願いいたします。雑がみの分別など、ごみ量を減らす工夫や、リサイクルの徹底で、資源の有効利用を。

都市計画変更案の縦覧

市計画変更案の縦覧を行います。

拜島駅南口周辺の交通の円滑化を図るため、この地区の昭島都市計画道路の計画変更を東京都が行う予定です。これに伴い都

市債の状況(特別会計を含む。)

平成17年9月30日現在高 219億9,825万1千円	借入先別
事業別	財務省 94億8,329万7千円
下水道 95億6,738万8千円	日本郵政公社 67億6,490万7千円
土木 43億1,822万1千円	公営企業金融公庫 36億8,237万9千円
臨時財政対策 23億5,757万7千円	東京都 17億5,786万8千円
住民税等減税補てん 22億3,924万8千円	市中金融機関 2億2,000万円
社会教育 11億2,917万9千円	その他 8,980万円
その他 23億8,663万8千円	

市債は国や都、金融機関などからの借入金です。公共施設の建設や下水道工事など多額の費用がかかる事業を行うとき、市の財源不足や年度の間の財源の負担調整、将来にわたり利用できる施設を後世代の市民の皆さんにも負担していただくという趣旨で借り入れる建設事業債のほか、市税や地方交付税などの収入不足を補うための住民税等減税補てん債や臨時財政対策債などがあります。

市債

市債は国や都、金融機関などからの借入金です。公共施設の建設や下水道工事など多額の費用がかかる事業を行うとき、市の財源不足や年度の間の財源の負担調整、将来にわたり利用できる施設を後世代の市民の皆さんにも負担していただくという趣旨で借り入れる建設事業債のほか、市税や地方交付税などの収入不足を補うための住民税等減税補てん債や臨時財政対策債などがあります。

特別会計予算の執行状況

区分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険会計	48億5,871万1千円	19億4,982万5千円	40.1%	21億3,530万3千円	43.9%
老人保健医療会計	32億9,392万6千円	14億4,342万2千円	42.6%	13億9,302万5千円	42.3%
介護保険会計	23億1,214万円	10億8,751万4千円	47.0%	10億4,225万5千円	43.4%
下水道事業会計	21億2,853万3千円	8億6,750万1千円	40.8%	8億3,748万3千円	39.3%
受託水道事業会計	3億9,676万9千円	1億8,237万8千円	46.0%	1億5,203万8千円	38.3%
合計	129億9,007万9千円	54億9,156万円	42.3%	55億2,207万4千円	42.5%

特別会計

市が特定の事業を行う場合、保険税や使用料など、特定の収入により支出をまかない、一般会計とは区分して経理を行う必要がある会計をいいます。現在、国民健康保険会計など、5会計があります。

市内農地ウォーク

農業者と市民の方との「ふれあいの場」

都市農業に対する理解や潤いをもたらす環境など多様な機能を持つ農地を協働で保全する目的で、福生市農業委員会・JAにしたま・市内農業者の協力により開催。

ごみ・資源収集情報(前年同月比)

ごみが 52t	資源が 19t
減ったよ!	減っちゃったよ!
16年9月 1,390t	16年9月 387t
17年9月 1,338t	17年9月 368t

12月の資源回収予定

実施団体	実施日
本町第七町会	4日(日)
鍋一町会	4日(日)
牛一子供会	4日(日)
志茂一子供会	4日(日)
本八第一子供会	4日(日)
福生一中PTA鍋二支部	4日(日)
青少年育成武蔵野地区委員会	4日(日)
青少年育成福栄地区委員会	4日(日)
南町会	11日(日)
原ヶ谷戸町会	11日(日)
南田園二丁目町会	18日(日)
福生団地自治会	18日(日)
武蔵野台一丁目子供会	18日(日)
熊牛老人クラブ	18日(日)
加美平老人クラブ	18日(日)
福東幸せ会(地域は第二都営)	18日(日)
熊牛福寿会	18日(日)
富士見台町会	23日(祝)
永田子ども会	25日(日)
南田園三丁目子供会	25日(日)

国保・年金だよ

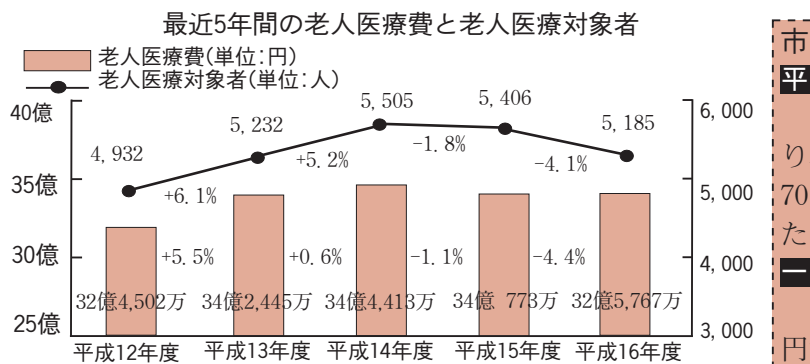
裁定請求書が事前に送付されます

社会保険庁では、皆さんの年金加入記録を基に受給の資格の確認を行い、60歳で受給権が発生する方(老齢基礎年金の受給資格を満たし、厚生年金の加入期間が12か月以上ある方)には60歳に達する3か月前に、65歳で受給権が発生する方および60歳から64歳で既に受給権が発生し、未請求の方には65歳に達する3か月前に裁定請求書をお送りしていただきます。

年金の請求は受給権の発生する前日からできますので、必要書類をご用意のうえ、年金の請求をしてください。

問合せ 「ねんきんダイヤル」 ☎0570-05116 または立川社会保険事務所 ☎523-0351

平成16年度 老人医療費の財政状況 老人医療費は国・都・市からの補助金と、加入されている医療保険の保険者がお金を出し合い、まかなわれています。



市の老人医療費 平成16年度32億5,700万円 平成14年度に制度の改正があり、老人医療受給対象者の年齢が70歳から75歳に引き上げられたため、対象者数・医療費とも減少。一人当たり62万6千円 平成15年度と比較し、約4,000円減

取り組んで病気予防や上手な受診に心掛け、医療費を大切に使いましょう。問合せ 保険年金課老人医療係 ☎03-3818-8219